

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第26条 [略] 2 [略] 3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第4号、第5号、第8号、 <u>第14号、第17号</u> 及び第22号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。	(特別休暇) 第26条 [略] 2 [略] 3 特別休暇（勤務時間等規則第12条第5号、第8号及び第22号に規定するものに限る。）については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。